

●規程改正の概要

要 旨	<p>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止後も新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の特例を適用するため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。</p>
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>令和3年2月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部が改正され、暫定的に「指定感染症」としている新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが、現在と同等の対策を恒久的に実施できる「新型インフルエンザ等感染症」に改められた（令和3年2月13日施行）。</p> <p>また、これに伴い、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（指定政令）も同日付で廃止された。</p> <p>職員給与規程で定める新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当（防疫等作業手当）の特例は、当該感染症が指定感染症として指定されている期間に限り適用することとしていたため、指定政令の廃止により当該特例が適用できない状態となっている。</p> <p>しかしながら、未だに新型コロナウイルス感染症の終息の目途が立っていないこと等を踏まえ、県では指定政令の廃止後も特殊勤務手当の特例を適用するため、特例の適用期間に係る部分の規定を削除したところ。</p> <p>こうしたことから、本機構においても、県に準じて所要の改正を行う。また、併せて、組織改編に伴う所要の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 特殊勤務手当の特例の適用期間に係る部分の規定を削除する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「防疫等作業手当」に係る特例 <ul style="list-style-type: none"> 職員が次の業務に従事したときに支給する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う診療、看護、移送等 イ 新型コロナウイルス感染症の病原体の検査 ウ 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着した疑いのある物件の処理 <p><支給額></p> <p>従事した日1日につき3,000円</p> <p>(影響額： 約4,748万円（令和2年4月～令和3年1月支給総額）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県の対応 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年2月19日に特殊勤務手当に関する規則を改正し、令和3年2月13日から適用した。 <p>(2) 「内科系第三診療統括部長」の設置に伴い、管理職手当支給区分表（別表14）に当該職を追加する。</p>
施 行 期 日	令和3年3月24日から施行し、令和3年2月13日から適用する。ただし、(2)による改正については、令和3年4月1日から施行する。

職員給与規程 新旧対照表（令和3年2月13日施行）

附 則	新	旧
附 則	附 則	附 則
	(新型コロナウイルス感染症の患者等に関する業務に従事する職員の防護等作業手当の特例)	(新型コロナウイルス感染症の患者等に関する業務に従事する職員の防護等作業手当の特例)
第9条 職員が	第9条 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定するものをいう	第9条 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定するものをいう
	型コロナウイルス（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に関し、次に掲げる業務に従事したときは、防護等作業手当を支給する。この場合において、第46条の規定は適用しない。	型コロナウイルス（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に関し、次に掲げる業務に従事したときは、防護等作業手当を支給する。この場合において、第46条の規定は適用しない。
	一 新型コロナウイルス感染症の患者等に接して行う診療、看護、移送等	一 新型コロナウイルス感染症の患者等に接して行う診療、看護、移送等
	二 新型コロナウイルス感染症の病原体の検査	二 新型コロナウイルス感染症の病原体の検査
	三 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した疑いのある物件の処理	三 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着した疑いのある物件の処理
	2 前項に掲げる業務に係る手当の額は、業務に従事した日1につき、3,000円とする。	2 前項に掲げる業務に係る手当の額は、業務に従事した日1につき、3,000円とする。
	3 この条の規定による防護等作業手当には、第45条第3項の規定は適用しない。	3 この条の規定による防護等作業手当には、第45条第3項の規定は適用しない。

職員給与規程 新旧対照表（令和3年4月1日施行）

新		旧	
別表14 管理職手当支給区分表（第38条、56条関係）		別表14 管理職手当支給区分表（第38条、56条関係）	
組織	職	組織	職
法人本部	略	法人本部	略
		内科系第二診療統括部長	六種（五種）
		内科系第三診療統括部長	六種（五種）
		略	_____
北病院	略	北病院	略

※（ ）は、理事長が認める者の支給区分

※（ ）は、理事長が認める者の支給区分